

正 誤 表

平素は弊社刊行物に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

『地方公務員年金制度の解説 令和3年度版』につきまして、一部誤植が見つかりました。謹んでお詫びして、訂正いたします。また、下記の訂正を反映した PDF も公開しておりますので、あわせてご利用いただければ幸いです。

記

21 頁下から 11 行目

誤	表 4 昭和 61 年度 給料再評価率
正	表 4 昭和 <u>60</u> 年度 給料再評価率

33 頁 8～9 行目

誤	(令和 2 年 4 月～は「1.000」※生年月日が昭和 13 年 4 月 1 日以前の者については「1.002」)
正	(令和 <u>3</u> 年 4 月～は「 <u>0.999</u> 」※生年月日が昭和 13 年 4 月 1 日以前の者については「 <u>1.001</u> 」)

34 頁 1 行目

誤	1,630 円 (注 1) × 被保険者期間の月数 (注 2) - 781,700 円
正	<u>1,628</u> 円 (注 1) × 被保険者期間の月数 (注 2) - <u>780,900</u> 円

34 頁 4 行目

誤	(注 1) 1,630 円 ÷ 1,628 円 × 1.001
正	(注 1) <u>1,628</u> 円 ÷ <u>1,628</u> 円 × <u>1.000</u>

34 頁 「表 8 配偶者がいる場合に加算される加給年金額」

誤

受給権者の生年月日	加 算 額 (括弧内は額の算定根拠)	加算後の額
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円 (33,200 円×1.001)	258,100 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭 和 16 年 4 月 1 日	66,400 円 (66,300 円×1.001)	291,300 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭 和 17 年 4 月 1 日	99,600 円 (99,500 円×1.001)	324,500 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭 和 18 年 4 月 1 日	132,700 円 (132,600 円×1.001)	357,600 円
昭和 18 年 4 月 2 日以後	166,000 円 (165,800 円×1.001)	390,900 円

正

受給権者の生年月日	加 算 額 (括弧内は額の算定根拠)	加算後の額
昭和 9 年 4 月 2 日～昭 和 15 年 4 月 1 日	33,200 円 (33,200 円× <u>1.000</u>)	<u>257,900</u> 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭 和 16 年 4 月 1 日	<u>66,300</u> 円 (66,300 円× <u>1.000</u>)	<u>291,000</u> 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭 和 17 年 4 月 1 日	<u>99,500</u> 円 (99,500 円× <u>1.000</u>)	<u>324,200</u> 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭 和 18 年 4 月 1 日	<u>132,600</u> 円 (132,600 円× <u>1.000</u>)	<u>357,300</u> 円
昭和 18 年 4 月 2 日以後	<u>165,800</u> 円 (165,800 円× <u>1.000</u>)	<u>390,500</u> 円

38 頁下から 4 行目

誤	1,630 円 (注 1) × 被保険者期間の月数 (注 2)
正	<u>1,628</u> 円 (注 1) × 被保険者期間の月数 (注 2)

38 頁下から 3 行目

誤	(注 1) 1,630 円 ÷ 1,628 円 × 1.001
正	(注 1) <u>1,628</u> 円 ÷ <u>1,628</u> 円 × <u>1.000</u>

41 頁下から 15～14 行目

誤	上記算定式により算出した報酬比例部分の額が 586,300 円より少ないときは, 586,300 円とする (厚年法 § 50③)。
正	上記算定式により算出した報酬比例部分の額が <u>585,700</u> 円より少ないときは, <u>585,700</u> 円とする (厚年法 § 50③)。

41 頁下から 5 行目

誤	224,900 円 (224,700×1.001) (注 2)
正	<u>224,700</u> 円 (224,700× <u>1.000</u>) (注 2)

42 頁 4 行目

誤	(注 2) 224,900 円は, 令和 2 年度の額である。
正	(注 2) <u>224,700</u> 円は, 令和 <u>3</u> 年度の額である。

49 頁下から 6 行目

誤	(令和 2 年度の額は 586,300 円となる。) を加算した額
正	(令和 <u>3</u> 年度の額は <u>585,700</u> 円となる。) を加算した額

54 頁 1～2 行目

誤	令和 2 年水準とする。
正	令和 <u>3</u> 年水準とする。

54 頁「(A) 平成 15 年 3 月 31 日までの期間(A)」式

誤	×(A)の月数×1.002 又は 1.000
正	×(A)の月数× <u>1.001</u> 又は <u>0.999</u>

54 頁「(B) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの期間(B)」式

誤	×(B)の月数×1.002 又は 1.000
正	×(B)の月数× <u>1.001</u> 又は <u>0.999</u>

54 頁下から 2～1 行目

誤	(注 3) 令和 2 年度の従前額改定率は、昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、1.002、同月 2 日以後に生まれた者については、1.000 となる（国年改定率政令 § 6）。
正	(注 3) 令和 <u>3</u> 年度の従前額改定率は、昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、 <u>1.001</u> 、同月 2 日以後に生まれた者については、 <u>0.999</u> となる（国年改定率政令 § 6）。

115 頁 下から 17～15 行目（「② 子に支給する額（国年法 § 38・39 の 2①）」の囲い内）

誤	基本額 780,900 円×改定率 加算額 子 2 人までは 1 人につき 224,700 円×賃金変動等改定率 3 人目からは 1 人につき 74,900 円×賃金変動等改定率
正	基本額 780,900 円×改定率 <u>子の加算額</u> 224,700 円×賃金変動等改定率 3 人目からは 1 人につき 74,900 円×賃金変動等改定率 <u>※1 人目の子は加算の対象とはならない。</u>

以上